Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成27年1月30日 土地·建設産業局

平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価について

農林水産省及び国土交通省が、平成26年10月に実施した公共事業労務費調査に基づき、平成27年2月からの公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価を決定したのでお知らせします。なお、平成27年3月31日までに新たな公共工事設計労務単価の決定を行わない限り、平成27年4月1日以降もこの単価を引き続き適用します。

【問い合わせ先】

国土交通省土地·建設産業局建設市場整備課

課 長 補 佐 岩舘 (内線: 24863) 指導調整係長 斎藤 (内線: 24865) 電 話 番 号 03-5253-8111【代表】

03-5253-8283【夜間直通】

FAX番号 03-5253-1555

1. 平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価について

決定した都道府県別・職種別の公共工事設計労務単価一覧を「平成27年2月から 適用する公共工事設計労務単価」に示す。なお、単価の決定にあたり、社会保険に未 加入の者が適正に加入できるよう、引き続き、法定福利費(本人負担分)相当額を適 切に反映している。

また、入札不調の発生状況等に応じて公共工事設計労務単価を機動的に見直すことのできるよう措置している。

公共工事設計労務単価は、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課及び各地方整備局技術管理担当課等で閲覧できる。

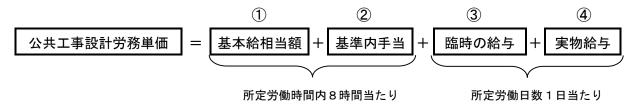
2. 公共工事設計労務単価について

(1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の① \sim ④で構成される(図-1)。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当(当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当)
- ③ 臨時の給与(賞与等)
- ④ 実物給与 (食事の支給等)

図-1 公共工事設計労務単価の構成



- (2) 公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費
 - ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
 - ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
 - ③ 現場管理費 (法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等) 及び一般管理費等の諸経費

例えば、交通誘導警備員A、Bの単価については、警備会社に必要な諸 経費(現場管理費及び一般管理費等)は、含まれていない。

(3) 留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

・ 本単価に含まれる賃金の範囲は(1)のとおりであり、(2)に示すものは含まれ ないこと (法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、 現場管理費等に含まれている) なお、労働者の雇用に伴う必要経費を含めた金額を参考に示す。

・ 公共工事設計労務単価、これに上記の必要経費を含めた金額は、いずれも下請契 約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するもので はないこと

3. 公共事業労務費調査の概要について

(1)調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査している。

(2)調査方法

① 調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、平成26年10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。 未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、11,700件。地方別の有効工事件数を表-1に示す。

② 調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する51職種の建設労働者等(各職種の定義・作業内容を「調査対象職種の定義・作業内容」に示す)。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者(元請会社及び協力会社)が転記する等して調査票を作成。会場調査において、調査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。

③ 有効標本数

賃金台帳の不備等による不良標本を除いた有効標本数は、全職種で106,64 2人。地方別の有効標本数を表-1に示す。

④ 公共工事設計労務単価の決定

有効標本について、所定労働時間内8時間当たりに換算し、都道府県別・職種別に集計。集計結果を基に、公共工事設計労務単価を決定。

なお、屋根ふき工及び建築ブロック工については、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定するに至らなかった。

⑤ その他

平成26年10月調査の対象となった工事の 件名及び請負会社名(元請)については、各地方 連絡協議会事務局(国土交通省各地方整備局、北 海道開発局又は沖縄総合事務局の技術管理課等) において、割増対象賃金比については国土交通省 ホームページにおいても閲覧できる。

表-1 有効工事件数及び有効標本数

地方連絡	有効工事件数	有効標本数					
協 議 会 名	(件)	(人)					
北海道	934	10, 897					
東北	1, 533	15, 633					
関東	1, 927	19, 680					
北陸	939	8, 056					
中部	1, 248	10, 552					
近畿	1, 533	12, 321					
中国	1, 121	8, 552					
四国	788	5, 925					
九州	1, 374	11, 850					
沖縄	303	3, 176					
全国計	11, 700	106, 642					

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約 における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当 等は含まれていない。
- 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する 費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な 諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円 地方連絡 特殊作業 普通作業 軽作業員 诰闌工 とびエ ブロックエ 都道府県名 法面工 石工 雷工 鉄筋工 協議会名 員 昌 北海道 13,800 17.700 01 北海道 16 700 11 500 16 900 20 200 18 200 18 600 東北 02 青森県 19.700 14.600 11.000 16.900 20.900 19.200 16.300 20.300 03 岩手県 (19.700)(16.400)(12.000)17.700 (23.200)(19.300)17.200 (21.300)04 宮城県 (21.100)(16.400)(12.900)18.700 (24.000)(22.100)17.600 (25.900)14,700 05 秋田県 18,700 11,800 17,500 21,000 18,900 16,600 20,900 18,700 14,700 12,400 17,800 19,000 17,600 20,000 21,200 06 山形県 18,300 (21,000)(16,300)(14,000)(23,100)(21,700) 18,000 (22,700)07 福島県 関東 08 茨城県 19,400 17.200 12.600 19,400 21.900 23.100 24.500 22.700 19.200 22.800 09 栃木県 19,300 16,900 12,500 19,300 23,300 21,900 24,800 22,700 18.900 22,700 10 群馬県 19.300 17.300 13.200 19.100 24.200 20.700 23.800 22.400 18.500 22.100 11 埼玉県 20,600 18,300 13,200 19,200 23,300 24,000 24,300 20,400 24,300 12 千葉県 21,400 18,100 20,100 24,800 24,700 21,500 25,200 13,100 23,200 13 東京都 22.000 19.200 13.700 20,100 24.400 24.700 24.600 23.600 24.800 14 神奈川県 22,200 19,200 13,400 19,600 23,200 24,600 24,500 23,000 21,600 23,400 19 山梨県 20,900 18,900 13,000 19,500 23,800 22,000 24,400 22,900 21,100 22,800 20,200 17,400 13,800 18,800 22,900 21,500 22,300 19,000 21,200 20 長野県 23,200 北陸 15 新潟県 18,300 15,500 13,400 17,500 21,700 18,800 17,500 19,700 12,700 17,300 21,000 19,500 16 富山県 16,500 23,100 18,500 21,200 19,700 17 石川県 17,000 12,600 17,600 21,100 19,400 20,800 23,200 19,600 17,500 13,000 18,600 22,600 21,700 24,400 21 岐阜県 19,300 20,900 19,400 18,400 11,800 18,600 22,200 21,100 25,000 25,500 20,400 21,400 22 静岡県 23 愛知県 20,400 17,500 13,400 18,800 23,400 22,500 25,500 19,400 20,900 24 三重県 19,500 16,900 12,600 18,800 23,000 23,000 26,100 23,200 19,300 21,100 近 畿 18 福井県 18.400 15,200 11,400 18,100 21,100 19.800 18,500 19,200 25 滋賀県 17,800 16,000 12,100 18,300 22,200 21,100 18,900 20,400 18,200 16,700 11,900 18,800 21,500 20,800 18,500 20,400 26 京都府 27 大阪府 19,100 16,400 11,800 18,800 22,300 22,200 19,600 20,500 16,600 11,200 18,300 28 兵庫県 17,500 21,100 21,100 19.000 19.600 19,500 16,800 12,500 19,700 22,100 21,600 18,900 20,900 29 奈良県 16,600 11,800 21,400 18,900 18,500 21,400 18,500 20,100 30 和歌山県 中国 31 鳥取県 16,100 12,700 11,400 16,900 19,200 18,900 16,500 18,800 16,300 13,900 11,000 16,400 18,500 18,800 16,400 18,100 32 島根県 33 岡山県 17,200 15,300 11,700 17,100 19,700 19,600 17,600 19,200 34 広島県 17,500 15,500 11,500 16,400 19.900 19,500 16,600 19,100 16,300 14,500 11,100 16,600 19,300 19,400 16,900 18,600 35 山口県 四国 36 徳島県 17,000 15,500 11,900 16,400 23,300 19,100 17,800 18,100 17,800 16.400 11,900 16,800 21,800 19,200 17.700 18,300 37 香川県 38 愛媛県 16,700 14,300 11,500 16,600 21,400 19,000 17,300 17,300 39 高知県 17,300 14,700 12,300 16,900 22,300 19,300 17,300 17,400 17,400 九州 40 福岡県 18,200 16,200 11,200 16,300 19,600 19,000 21,300 20.600 18,300 21,600 15,800 13.700 10.900 16.200 19,200 17,700 20.700 17,100 17,900 41 佐賀県 42 長崎県 16,700 14,400 11,500 16,800 19,000 17,500 21,900 20,600 16,200 17,800 14.800 16,500 18,300 43 熊本県 17,000 12.200 20,000 21,600 20.400 16,100 18,300 16,200 13,800 11,400 16,200 18,600 18,100 21,300 20,200 15,700 18,300 44 大分県 16,300 45 宮崎県 18,200 13,500 11,600 18,800 18,300 21,600 20,200 15,300 17,300 15,700 46 鹿児島県 20.000 14,700 12,400 16,000 21,600 18,600 21,600 20,200 18,200

11.900 (注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

沖縄 47 沖縄県

18,000

15.700

22.100

15.000

14.600

20.100

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約 における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当 等は含まれていない。
- 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する 費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な 諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円 地方連絡 運転手 運転手 潜かん トンネル トンネル 塗装工 都道府県名 鉄骨工 溶接工 さく岩工 潜かんエ 特殊工 協議会名 (特殊) (一般) 世話役 作業員 北海道 18.600 20.400 14.000 21.400 01 北海道 19 100 16 600 27 400 32 400 21 600 25 500 東北 02 青森県 18.100 17.200 19.400 21.300 19.400 27.300 32.400 22.600 26.500 21.000 03 岩手県 (19.100)(18.800)(20.500)(21.800)(18.500) (28.700)(34.000) (23.700)(29.000)(22.200)04 宮城県 (21,800)(22.200)(22.200)(23,200)(20.800)(28.800)(34.100) (23,800)(30.900)(22.200)05 秋田県 18,700 18,600 19,900 20,500 19,800 27,700 32,800 22,900 26,900 21,300 20,800 19,300 17,600 32,700 20,600 28,900 19.400 27,600 22,800 21,200 06 山形県 (28,000) (20,300)(21,700)(21,700)(19,600)(17,600)(28,800)(34,000)(23,800)(21,900) 07 福島県 関東 08 茨城県 21.300 22,600 25.500 21.000 17.300 26.600 31.600 24.500 25.800 21.900 26,200 09 栃木県 22.200 23.600 19,000 18,100 26.900 31.800 24.600 26.500 22,200 10 群馬県 21.600 20.500 24.400 19.300 16.300 26.700 31.600 24.500 27.600 22.100 11 埼玉県 22,600 24,000 25,500 22,000 19,100 26,600 31,500 24,400 25,600 21,900 12 千葉県 22,500 24,200 25,600 24,400 25,400 21,300 19.000 26,600 31,500 21,800 13 東京都 25.400 21.600 24,400 23,200 27.200 17.900 26,600 31.500 25,200 21,800 14 神奈川県 23,200 25,400 27,900 22,500 19,200 26,600 31,500 24,400 25,200 21,800 19 山梨県 23,400 24,000 26,800 21,400 18,500 26,600 31,600 24,500 26,900 21,900 21,400 23,500 19,200 16,800 26,800 31,700 22,100 20 長野県 21,800 24,600 27,000 北陸 15 新潟県 18,500 19,100 20,100 18,100 15,900 27,400 32,400 27,800 20,300 19,200 15,900 20,400 16 富山県 20,500 21.000 27.400 32,500 27.500 20,200 20,700 32,400 17 石川県 20,100 20,100 18,700 16,600 27.400 26,200 20,500 20,700 21,200 23,200 20,400 17,600 27,100 32,100 23,500 21,700 21 岐阜県 26,100 22,500 25,000 19,900 17,300 27,100 32,000 23,400 21,400 22 静岡県 22.500 27.300 23 愛知県 21,100 22,100 24,400 20,100 18,100 27,100 32,100 23,500 26,800 21,500 24 三重県 21,900 21,500 24,000 18,900 17,400 27,100 32,100 23,500 25,100 21,500 近 畿 18 福井県 19.600 21.300 21,100 17.700 17.300 26.600 31.500 21,300 24.800 19,600 25 滋賀県 19,400 20,700 22,300 18,000 16,000 26,500 31,400 21,200 26,200 19,400 19,600 21,200 22,100 17,900 15,800 26,500 31,400 21,200 19,400 26 京都府 24.400 27 大阪府 19,900 21,900 21,800 19,200 16,000 26,500 31,300 21,200 24,100 20,000 16,000 20,000 28 兵庫県 18,800 21,500 17,900 26,500 31,400 21,200 23,300 20,400 19,900 21,700 23,000 18,600 16,400 21,200 23,900 26,500 31,400 20,300 29 奈良県 15,100 19,500 21,200 21,900 17,400 26,500 31,400 21,200 22,800 19,400 30 和歌山県 27,400 中国 31 鳥取県 18,000 18,700 19.700 15,000 13,100 26.900 31,900 22,000 20,800 17,500 17,300 18,200 16,300 13,300 26,900 31,900 22,000 26,900 20,400 32 島根県 33 岡山県 18,300 18,600 19,800 17,500 15,100 27,000 31,900 22,000 25,400 21,000 34 広島県 18,200 17,700 18,300 17,900 15,100 27,000 31,900 22,000 26,300 20,200 16,300 17,800 17,000 18,600 14.400 27,100 32,000 22,100 25,900 20,400 35 山口県 17,800 四国 36 徳島県 18,200 20,800 15,900 15,100 27,000 32,000 20,400 25,500 20,800 17.800 20,900 17,100 15,800 27.100 32.000 20,700 37 香川県 18,300 20.400 24.800 38 愛媛県 18,200 17,700 20,800 17,300 15,400 26,900 31,900 20,300 24,700 20,600 39 高知県 18,300 18,000 20,900 17,700 15,700 27,100 32,100 20,400 24,700 20,700 32,100 24,400 23,700 九州 40 福岡県 16,500 19.000 19,800 17,600 15,200 27,100 19.900 16,700 19.300 19.400 19.400 15.600 27,100 32,100 24,500 24,100 19,500 41 佐賀県 42 長崎県 16,100 19,000 19,000 16,500 14,300 27,100 32,100 24,500 24,600 19,500 17,200 19.000 27,100 43 熊本県 16,300 19.400 14.900 32,100 24,500 24.600 19,500 16,600 18,200 19,100 18,400 16,700 27,100 32,100 24,400 24,100 19,400 44 大分県 45 宮崎県 16,500 18,700 18,700 18,400 15,600 27,100 32,100 24,400 25,100 19,400 18,900 19,300 46 鹿児島県 16,500 20,500 17,900 27,100 32,100 24,500 25,000 19,500

19,100 (注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

沖縄 47沖縄県

17,900

19.100

20.400

18.000

27.200

32.200

22.500

22.900

18,500

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約 における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当 等は含まれていない。
- 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する 費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な 諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円 地方連絡 トンネル 橋りょう 橋りょう 橋りょう 土木一般 潜水連絡 潜水送気 都道府県名 高級船員 普通船員 潜水十 世話役 協議会名 世話役 特殊工 塗装工 世話役 員 員 北海道 24.000 24.300 29.500 18.800 20.900 20.000 01 北海道 28 700 23,300 18 500 32 000 東北 02 青森県 29.300 23.900 25.700 29.000 22.400 24.300 19.100 37.300 23.100 23.400 03 岩手県 (30.800)(25.200)(27.000)(31.700)22.400 24.300 19.100 (40.700) (25.200)(25.800)04 宮城県 (30.900)(25,200)(27.100)(34.800)22,700 24.300 19.100 (44.800) (27.700)(28.100)05 秋田県 29,700 24,300 26,100 30,000 23,300 24,300 19,100 38,600 23,700 24,100 25,900 29,400 24,200 29,500 21,700 24,300 19.900 38,800 23,900 24,300 06 山形県 20,400 (25,200)(30,800)(25,200)(27,100)(30,900)24,300 19,900 (40,700)(25,700)07 福島県 関東 08 茨城県 28.800 26.900 28.000 30.100 21.800 28.900 21.700 34.300 22.000 24.000 34,500 09 栃木県 29,100 27.200 28.200 30.400 21,700 28.900 21.700 22,600 24,300 10 群馬県 28.900 27.000 28.100 30,400 21.800 29.000 21.700 35.900 22,100 23.700 27,800 11 埼玉県 28,800 27,900 30,500 22,200 27,600 21,700 35,700 25,400 25,400 27,200 27,600 12 千葉県 28,700 27,900 30,500 21,700 25,400 25,400 22,700 35,700 13 東京都 28,700 27.000 23.300 21.700 27.900 30.900 27.600 36.900 25.400 25,200 14 神奈川県 28,700 26,800 27,900 30,200 23,700 27,600 21,700 36,200 24,600 24,300 19 山梨県 28,800 26,900 28,000 29,700 22,500 27,500 21,600 36,600 24,200 24,300 29,000 27,000 28,200 27,700 34,800 24,100 20 長野県 29,100 21,900 21,700 22,900 北陸 15 新潟県 28,200 23,500 28,300 26,700 19,300 24,200 20,000 33,800 20,500 22,200 27,300 20,000 22,800 16 富山県 28,300 23.400 28.400 20,300 24,200 34,500 20.600 17 石川県 23,600 28,300 27,800 22,000 24,200 33,300 21,300 21,400 28,200 20,100 25,200 27,300 28,300 21,900 25,100 20,200 32,000 21 岐阜県 28,000 20,900 20,500 28,000 25,900 27,300 28,500 22,100 25,100 20,200 36,400 22,700 22 静岡県 23,300 23 愛知県 28,000 25,100 27,300 27,900 21,900 25,100 20,200 34,300 22,200 20,800 24 三重県 28,100 25,100 27,300 28,900 21,000 24,900 20,000 34,300 21,600 20,700 近 畿 18 福井県 27,300 25.100 26,300 29.200 20,200 23.400 19.100 29.100 21.100 21.000 25 滋賀県 27,200 24,900 26,200 28,900 20,400 23,400 19,100 29,500 20,900 27,200 24,900 26,200 28,900 20,500 23,400 19,100 29,100 20,700 26 京都府 27 大阪府 27,200 25,200 26,200 29,500 21,500 23,400 19,100 29,900 21,100 19,100 30,700 22,300 28 兵庫県 27,200 25,200 26,200 29,100 20,300 24.000 21,500 24,900 26,200 29,200 21,000 27,200 28,800 21,600 24,500 19,100 29 奈良県 27,200 24,900 26,200 28,800 20,300 23,400 19,100 29,100 20,600 30 和歌山県 中国 31 鳥取県 27,000 22.900 23,800 26,300 18.700 23,400 18,700 32,400 25.400 23,500 27,000 22,900 23,800 26,100 18,100 23,400 17,900 32,500 26,800 23,700 32 島根県 33 岡山県 27,100 23,100 23,800 26,200 19,400 23,500 18,700 32,400 25,500 23,600 34 広島県 27,100 23,100 23,800 26,300 18,800 23,500 18,300 32,900 27,100 23,900 27,200 23,100 23,900 26,200 19,300 23,400 17,900 32,900 27,100 24,000 35 山口県 四国 36 徳島県 26,600 23,100 24,000 25,500 19,000 29,100 19,800 35,300 18,100 23.000 24.000 25,800 19.000 29.100 35,900 18,500 37 香川県 26,600 20,600 38 愛媛県 26,500 22,900 23,900 24,900 19,800 29,100 20,100 35,600 18,200 39 高知県 26,700 23,100 24,000 25,400 18,800 29,100 19,800 35,500 18,300 19,100 19,800 九州 40 福岡県 27,000 22,000 24,000 27,000 20,100 25,200 31,200 19.700 27,000 22.000 24.100 27.200 19.100 25.000 19,100 31.300 19.700 19,800 41 佐賀県 42 長崎県 27,000 22,000 24,000 27,100 18,800 24,000 18,300 31,000 19,500 19,600 22.000 25,100 19,700 43 熊本県 27,000 24.000 26,100 19.400 18,500 31,200 19.600 27,000 22,000 24,000 26,500 19,800 25,100 18,800 31,200 19,600 19,700 44 大分県 27,000 22,000 24,000 45 宮崎県 24,000 27,000 20,000 18,300 31,200 19,500 19,600 22,000 46 鹿児島県 27,000 24.100 27,200 21,600 23,900 18,300 31,300 19,600 19,700

20,900 (注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

沖縄 47沖縄県

26,000

25.900

31.000

21.400

21.200

18.900

36.900

22.600

24.500

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当 等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する 費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な 諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円 地方連絡 山林砂防 はつりエ 軌道工 配管工 都道府県名 型わくエ \star T 左它 防水工 板金工 タイルエ 協議会名 I 北海道 17.900 19,200 20.100 20.400 01 北海道 23 000 19 200 17 300 19 400 19 300 東北 02 青森県 25.100 23.300 20.500 20.700 17.000 19.100 18.100 19.100 18.700 03 岩手県 (27.400)(24.700)(22.200)(23.200)18.200 (20.100)(19.100)(20.300)(19.500)04 宮城県 (30.300)(28.000)(24.400)(25,300)19.000 (20.100)(21,200)(22.100)(19.600)16,200 05 秋田県 25,400 20,900 22,700 21,000 19,300 18,700 19,000 18,900 21,200 23,700 20,600 19,200 20,800 19.800 19,800 18,300 18,800 06 山形県 (31,600)(20,800)(23,100)(21,700)18,700 (20,100)(21,500)(21,200)(19,600) 07 福島県 関東 08 茨城県 25.500 41.000 22.500 23.400 24.000 20.200 22.600 24.200 24.200 09 栃木県 25.500 41.700 22,300 23,600 24,300 20,300 22.700 25.000 24.600 10 群馬県 25.500 38.700 22,200 22.900 21.400 18.300 22.600 23.100 22.500 11 埼玉県 25,500 41.700 23,400 24,100 20,000 22,500 25,900 24,900 42,700 12 千葉県 25,500 22,600 20,500 22,500 26,000 25,000 24,600 13 東京都 40.700 23.500 20.700 22.500 25,500 24.900 26.900 25.000 14 神奈川県 25,500 39,500 23,400 24,200 19,900 22,500 24,600 24,500 19 山梨県 25,500 39,100 23,400 23,800 19,900 22,600 24,300 24,200 25,500 34,300 20,300 22,500 20,400 18,300 22,700 22,600 22,600 20 長野県 北陸 15 新潟県 22,700 24,500 18,700 19,000 18,700 18,000 18,500 19,000 19,400 20,700 16 富山県 22.700 28.400 19,500 19,300 18,100 18,500 19.000 19,700 17 石川県 22,700 28,900 20,300 19,500 19,000 18.000 18,500 19,800 19,900 25,200 32,800 22,400 22,600 20,300 18,900 21,500 20,700 21 岐阜県 20,600 25,200 35,100 21,100 21,500 19,300 21,400 22,800 21,500 22 静岡県 23 愛知県 25,200 33.400 22,700 20,900 19,500 21,500 22,400 20,900 24 三重県 25,000 34,400 21,100 20,400 19,800 21,500 22,200 22,300 18 福井県 21,300 31.800 19,600 18.700 18.600 17.900 20.700 20.400 20.100 近 畿 25 滋賀県 21,300 32,000 19,300 19,300 18,300 20,600 21,100 21,300 32,500 20,900 20,400 18,600 20,600 21,100 26 京都府 27 大阪府 21,300 33,100 22,100 20,500 19,500 20,500 21,200 31,600 20,700 19,400 17,700 19,400 28 兵庫県 21,300 19.600 20,600 20,400 21,300 34,200 21,900 21,000 19,500 20,600 21,100 29 奈良県 30 和歌山県 21,300 32,900 22,100 20,600 18,300 20,600 20,900 中国 31 鳥取県 28,800 18,500 18,800 18,000 16,400 18,700 20,200 19,200 24,100 17,900 19,000 17,400 16,700 18,700 19,200 18,800 32 島根県 33 岡山県 27,500 19,100 18,800 18,300 17,100 18,700 20,500 19,100 34 広島県 24,200 18,700 19.000 18,000 17,000 18,700 19,800 18,700 35 山口県 24.300 17,900 19,100 17,800 17,100 18,800 19,500 18,800 四国 36 徳島県 19,500 18,700 19,300 16,800 18,300 19,100 19,500 18,600 19,300 17,600 18,400 19,200 37 香川県 38 愛媛県 19,500 18,500 19,200 17,000 18,300 18,900 39 高知県 19,500 18,200 19,100 16,800 18,400 18,900 九州 40 福岡県 23,700 18,300 19,300 18,500 16,400 16.700 18,200 17.400 23.600 19.700 19.400 18.600 15,800 16.700 18,300 17,500 41 佐賀県 42 長崎県 24,300 18,000 19,300 18,400 16,100 16,700 18,000 17,500 18,100 19.400 15,700 17,400 43 熊本県 24,200 18,100 16,700 18,100 24,000 17,500 19,100 18,300 15,500 16,700 18,200 17,400 44 大分県 15,400 45 宮崎県 23,800 18,500 19,100 18,200 16,700 17,900 17,400 16,700 17,500 46 鹿児島県 23,900 20,300 19,500 18,500 15,400 18,000 沖縄 47 沖縄県 20.700 20.000 14.900 23.800

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する 費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な 諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

***			_
	$\overline{\mathbf{v}}$	•	щ

										<u> 単位:円</u>
地方連絡 協議会名	都道府県名	サッシエ	内装工	ガラスエ	建具工	ダクトエ	保温工	設備機械 工	交通誘導 警備員A	交通誘導 警備員B
北海道	01 北海道	19,300	18,800	17,000	16,900	17,200	19,900	19,200	10,600	9,100
東北	02 青森県	21,100	18,800	18,100	15.600	15,700	18,800	17,900	10,000	8,800
A 10	03 岩手県	(22,100)	(19.800)	(19,000)	(16,400)	16,600	18,800	17,900	(11,200)	(9,800)
	04 宮城県	(24,000)	(21,800)	(19,100)	(16,400)	16,900	18,800	17,900	(12,300)	(10,600)
	05 秋田県	21,300	18,900	18,400	15,600	15,800	19,000	17,900	10,100	8,700
	06 山形県	20,900	20,000	18,300	15,600	17,600	18,900	17,900	11,400	9,800
	07 福島県	(22,500)	(21,500)	(19,100)	(16,400)	17,300	18,800	17,900	(12,200)	(10,500)
	07 阻西水	(22,000)	(21,000)	(10,100)	(10,400)	17,000	10,000	17,000	(12,200)	(10,000)
関東	08 茨城県	23,200	25,000	22,400	21,800	20,200	20,800	21,100	12,300	11,100
	09 栃木県	23,300	25,400	22,500	21,800	20,000	21,000	21,100	12,000	10,400
	10 群馬県	22,500	24,700	22,400	21,800	18,900	20,800	21,100	11,400	10,000
	11 埼玉県	22,900	25,100	22,300	21,800	20,100	20,700	21,100	12,200	10,900
	12 千葉県	23,000	24,700	22,300	21,800	20,200	20,700	21,100	12,600	10,900
	13 東京都	23,100	24,900	22,300	21,800	20,500	20,700	21,100	12,800	11,100
	14 神奈川県	22,700	25,200	22,300	21,800	19,800	20,700	21,100	13,000	11,300
	19 山梨県	22,800	25,300	22,400	21,800	19,700	20,800	21,100	11,800	10,300
	20 長野県	22,100	24,100	22,500	21,800	18,400	20,900	21,100	10,800	9,300
北陸	15 新潟県	21,700	19,800	18,800		17,700	19,500	19,700	11,300	9,800
	16 富山県	21,000	19,700	18,800		18,200	19,600	19,700	11,200	10,200
	17 石川県	20,600	19,100	18,800		18,300	19,500	19,700	11,600	10,100
中部	21 岐阜県	21,600	21,100	20.600	19,200	18,100	21,500	22,200	11,500	10,300
T = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	22 静岡県	21,400	26,400	20,600	19,200	19,800	21,400	22,200	11,900	10,100
	23 愛知県	21,400	20,400	20,600	19,200	18,700	21,400	22,200	12,200	,
	24 三重県	21,700		20,600	19,200	18,800	21,500	22,100	11,600	10,000
	27 一主水	21,700		20,000	10,200	10,000	21,000	22,100	11,000	10,000
近 畿	18 福井県	19,400	20,700	19,900	18,600	17,800	21,300	21,200	11,500	9,900
	25 滋賀県	20,800	21,200	19,800	18,600	17,800	21,200	21,200	11,000	9,000
	26 京都府	21,100	21,300	19,800	18,600	17,600	21,200	21,200	11,100	
	27 大阪府		21,300	19,800	18,600	17,600	21,200	21,200	10,900	9,200
	28 兵庫県	01 100	21,300	19,800	18,600	17,500	21,200	21,200	11,200	9,200
	29 奈良県	21,100	21,400	19,800	18,600	18,200	21,200	21,200	11,300	9,300
	30 和歌山県	20,900	21,300	19,800	18,600	17,500	21,200	21,200	10,700	9,000
中国	31 鳥取県		19,400	18,200	15,600	16,700	18,700	18,900	11,000	8,800
	32 島根県		18,900	18,200	15,600	17,300	18,700	18,900	11,000	9,400
	33 岡山県		19,800	18,200	15,600	16,700	18,700	18,900	11,400	9,500
	34 広島県		19,000	18,200	15,600	17,200	18,700	18,900	11,400	9,700
	35 山口県		19,100	18,200	15,600	17,200	18,800	18,900	11,200	9,300
四国	36 徳島県			17,700			19,900	17,600	10,800	9.600
	37 香川県			17,700			19,900	17,600	10,900	9,600
	38 愛媛県			17,600			19,900	17,600	10,300	8,800
	39 高知県			17,700			20,000	17,600	9,800	8,300
4		60								
九州	40 福岡県	23,000	18,400	18,400		14,900	18,100	17,700	10,300	9,100
	41 佐賀県	23,000	18,400	18,400		14,500	18,100	17,700	10,100	8,800
	42 長崎県	22,800	19,000	18,400		15,000	18,100	17,700	10,300	9,000
	43 熊本県	22,900	18,300	18,400		14,600	18,100	17,400	10,000	8,600
	44 大分県	22,500	18,400	18,400		14,300	18,100	17,400	10,100	8,200
	45 宮崎県	22,400	18,300	18,400		14,600	18,100	17,400	10,200	7,900
	46 鹿児島県	22,500	18,100	18,400		14,300	18,100	17,400	10,900	9,300
	47 沖縄県	17,600		17,600		14,000			9,100	8,000
	県、宮城県、福		+ス畄価任		えお不調の		室に 広じた	単価を採用		

⁽注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

調査対象職種の定義・作業内容

職	種	定義・作業内容
	殊作業員	定 義 ・ 作 業 内 容 ① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械(道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの)を運転または操作して行う次の作業 イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ(クローラ型)・バックホウ・ハラクタショベル(クローラ型)・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ. 機械重量3t未満のカローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ. 機械重量3t未満の歩動の締固め ニ. 可搬式ミキサ、パイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ. ピックブレーカ等を運転または操作して行うカンクリート、舗装等のとりこわし ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草ト・ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作チ・コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作チ・コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作
		b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリッパ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破砕設備、製砂設備、骨材運搬設備(調整ビン機械室)を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d. コンクリートポンプ車の筒先作業 ② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの
02 普	通作業員	 ① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うものa. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等c. 人力による小規模な作業(たとえば、標識、境界ぐい等の設置)d. 人力による芝はり作業(公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く)e. 人力による除草f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 ② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの
03 軽	作業員	 ① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの a. 軽易な清掃または後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量、出来高管理等の手伝い f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い ② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの

耳	哉	₹	重	定義・作業内容
04	造	園	I	造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ① 樹木の植栽または維持管理 ② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 a. 芝等の地被類の植付け b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 園路または広場の築造 e. 池または流れの築造 f. 公園設備の設置
05	法	面	エ	法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06	٤	Ţ	I	高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 足場または支保工の組立、解体等(コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く) b. 木橋の架設等 c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き(杭打機の運転を除く) d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e. 重量物(大型ブロック、大型覆工板等)の捲揚げ、据付け等(クレーンの運転を除く) f. 鉄骨材の捲揚げ(クレーンの運転を除く)
07	石		エ	石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 石材の加工 b. 石積みまたは石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
08	ブ	ロック	エ	ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの(48建築ブロックエに該当するものを除く)
09	電		I	電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの。 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去。 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去。 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去。 で必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。 ① 第1種電気工事士 ② 第2種電気工事士 ③ 認定電気工事士 3 認定電気工事者 ④ 特殊電気工事資格者
10	鉄	筋	I	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における 鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの

職種	定義・作業内容
11 鉄 骨 工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H. T. ボルト締めまたは建方および建方合番(相番)作業について主体的業務を行うもの(工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く)
12 塗 装 エ	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業(塗装のための下地処理を含む)について主体的業務を行うもの(塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く)
13 溶 接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接(ガス圧接を含む)または切断について主体的業務を行うもの(工場製作に従事するものを除く)
14 運転手(特殊)	重機械(主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの)の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・キイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ(自走式)、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車(3輪式)、除雪車等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作(筒先作業は除く)
15 運転手(一般)	道路交通法第84条に規定する運転免許(大型免許、中型免許、普通免許等)を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの
10 浴 か ん 上	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド(圧気)内において土砂の掘削、運搬等の作業を 行うもの
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事また はシールド工事 (圧気) についてもっぱら指導的な業務を行うもの

Į	哉		Ŧ.	重	定義・作業内容
18	5	<	岩	Н	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬および さく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業(坑内作業を除く)について主体的業務 を行うもの
19	F :	ノネリ	レ特列	朱工	坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. ダイナマイトおよびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールドエ事(圧気を除く)における各種作業
20	h 2	ノネリ	レ作う	美員	坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事(圧気を除く)における各種作業についての補助的業務
21	F 2	ノネノ	レ世訂	舌役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22	橋() k	う特別	朱工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業 (工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く)について 主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締 め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、 移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23	橋口	りょ・	う塗装	支工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等(工場内を含む)について主体的業務を行うもの
24	橋·) よ [、]	う世訂	舌役	橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行う もの(工場内作業を除く)
25	土力	├ — #	投世言	舌役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの(17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く)
26	高	級	船	員	海面での工事における作業船(土運船、台船等の雑船を除く)の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等(各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等 を除く)
					以下の水面は、海面に含める(27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および 30潜水送気員についても同様) ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面
27	普	通	船	員	海面での工事における作業船(土運船、台船等の雑船を含む)の船員で、高級船 員以外のもの

Ħ		種	É	定義・作業内容
28	潜	水	±	潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの (潜水器(潜水服、靴、カブト、ホース等)の損料を含む 「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう
29	潜	水 連 絡	員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する 業務
30	潜	水 送 気	員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
31	Щ	林 砂 防	I	山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業(主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業)に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等 c. 簡易な素道、足場等の組立、架設、撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務
32	軌	道	I	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械(タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等)等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械(タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等)等を使用して軌道を構築する作業
33	型	わく	I	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的 業務を行うもの a. 木製型わく(メタルフォームを含む)の製作、組立て、取付け、解体等 (坑内作業を除く) b. 木坑、木橋等の仕拵え等
34	大		エ	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の 作業について主体的業務を行うもの
35	左		官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人 造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行う もの
36	配	管	I	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品(管等)の加工および装着 c. 電触防護
37	は	つ り	エ	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り(はつり仕上げを除く) b. 建築物の床または壁の穴あけ

Ħ	韱	種	定義・作業内容
38	防	水工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39	板	金 工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの(46ダクトエに該当するものを除く)
40	タ	イ ル エ	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行 う もの
41	サ	ッシェ	サッシエ事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
43	内	装工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44	ガ	ラ ス エ	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45	建	具 エ	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工 及び取付作業に従事するもの
46	ダ	ク ト エ	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風 ダクトの製作および取付作業に従事するもの(39板金工に該当するものを除く)
47	保	温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保 温(保冷、防露、断熱等を含む)材を装着する作業に従事するもの
49	設	備機械工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50	交通	種誘導警備員 A	警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう)で、交通誘導 警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業 務をいう)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定 合格警備員
51	交通	通誘導警備員 B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

(参考)

参考職種	定義・作業内容
42 屋 根 ふ き エ	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ぶき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの(39板金工に該当するものを除く)
48 建築ブロックエ	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの(08ブロックエに該当するものを除く)

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を 拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等 の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、 下段に括弧書きで示す。

- これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。 この金額は全国の元請・下請企業を対象とする間接工事費等諸経費動向調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
- また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
- 7この表は、「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

上段:公共工事設計労務単価 し(下段): 公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舎費等) (参考値)

地方連絡	都道府県名	特殊作業	普通作業	軽作業員	造園工	法面工	とびエ	石工	ブロックエ	電工	鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手	運転手	潜かんエ	所定労働時 潜かん	間内8時間の	トンネル	トンネル
協議会名		員 16,700	員 13,800	11,500	16,900	20,200	18,200	-	-	17,700	18,600	19,100	18,600	20,400	(特殊)	(一般)	27,400	世話役 32,400	21,600	特殊工	作業員
-	01 北海道	(23,500)	(19,400)	(16,200)	(23,800)	(28,400)	(25,600)	-	-	(24,900)	(26,200)	(26,900)	(26,200)	(28,700)	(23,300)	(19,700)	(38,500)	(45,600)	(30,400)	(35,900)	(30,100)
東北	02 青森県	19,700 (27,700)	14,600 (20,500)	11,000 (15,500)	16,900 (23,800)	20,900 (29,400)	19,200 (27,000)	1 1	-	16,300 (22,900)	20,300 (28,500)	18,100 (25,400)	17,200 (24,200)	19,400 (27,300)	21,300 (29,900)	19,400 (27,300)	27,300 (38,400)	32,400 (45,600)	22,600 (31,800)	26,500 (37,300)	21,000
•	03 岩手県	19,700	16,400 (23,100)	12,000 (16,900)	17,700 (24,900)	23,200	19,300 (27,100)	-	-	17,200 (24,200)	21,300 (29,900)	19,100 (26,900)	18,800 (26,400)	20,500 (28,800)	21,800 (30,700)	18,500	28,700	34,000 (47,800)	23,700	29,000	
	04 宮城県	(27,700) 21,100	16,400	12,900	18,700	24,000	22,100	-	-	17,600	25,900	21,800	22,200	22,200	23,200	20,800	28,800	34,100	(33,300) 23,800	30,900	22,200
		(29,700) 18,700	(23,100) 14,700	(18,100) 11,800	(26,300) 17,500	(33,700) 21,000	(31,100) 18,900	-	-	(24,700) 16,600	(36,400) 20,900	(30,700)	(31,200) 18,600	(31,200) 19,900	(32,600) 20,500	(29,200) 19,800	(40,500) 27,700	(47,900) 32,800	(33,500) 22,900	(43,400) 26,900	(31,200)
	05 秋田県	(26,300) 18,700	(20,700) 14,700	(16,600) 12,400	(24,600) 17,800	(29,500) 20,000	(26,600) 19,000	-	-	(23,300) 17,600	(29,400) 21,200	(26,300) 19,400	(26,200) 20,600	(28,000) 20,800	(28,800) 19,300	(27,800) 17,600	(38,900) 27,600	(46,100) 32,700	(32,200) 22,800	(37,800) 28,900	(29,900)
	06 山形県	(26,300)	(20,700)	(17,400)	(25,000)	(28,100)	(26,700)	-	-	(24,700)	(29,800)	(27,300)	(29,000)	(29,200)	(27,100)	(24,700)	(38,800)	(46,000)	(32,100)	(40,600)	(29,800)
	07 福島県	21,000 (29,500)	16,300 (22,900)	14,000 (19,700)	18,300 (25,700)	23,100 (32,500)	21,700 (30,500)	-	-	18,000 (25,300)	22,700 (31,900)	20,300 (28,500)	21,700 (30,500)	21,700 (30,500)	19,600 (27,600)	17,600 (24,700)	28,800 (40,500)	34,000 (47,800)	23,800 (33,500)	28,000 (39,400)	21,900
関東	08 茨城県	19,400	17,200	12,600	19,400	21,900	23,100	24,500	22,700	19,200	22,800	21,300	22,600	25,500	21,000	17,300	26,600	31,600	24,500	25,800	
•	09 栃木県	(27,300) 19,300	(24,200) 16,900	(17,700) 12,500	(27,300) 19,300	(30,800) 23,300	(32,500) 21,900	(34,400) 24,800	(31,900) 22,700	(27,000) 18,900	(32,100) 22,700	(29,900) 22,200	(31,800) 23,600	(35,900) 26,200	(29,500) 19,000	(24,300) 18,100	(37,400) 26,900	(44,400) 31,800	(34,400) 24,600	(36,300) 26,500	(30,800)
		(27,100) 19,300	(23,800) 17,300	(17,600) 13,200	(27,100) 19,100	(32,800) 24,200	(30,800)	(34,900) 23,800	(31,900) 22,400	(26,600) 18,500	(31,900) 22,100	(31,200) 21,600	(33,200)	(36,800) 24,400	(26,700) 19,300	(25,400) 16,300	(37,800)	(44,700) 31,600	(34,600) 24,500	(37,300) 27,600	(31,200)
	10 群馬県	(27,100) 20,600	(24,300)	(18,600) 13,200	(26,900)	(34,000)	(29,100) 24,000	(33,500)	(31,500)	(26,000)	(31,100)	(30,400)	(28,800) 24,000	(34,300)	(27,100) 22,000	(22,900)	(37,500)	(44,400) 31,500	(34,400)	(38,800)	(31,100)
	11 埼玉県	(29,000)	(25,700)	(18,600)	19,200 (27,000)	(32,800)	(33,700)	24,300 (34,200)	-	(28,700)	24,300 (34,200)	(31,800)	(33,700)	(35,900)	(30,900)	19,100 (26,900)	26,600 (37,400)	(44,300)	(34,300)	(36,000)	(30,800)
	12 千葉県	21,400 (30,100)	18,100 (25,400)	13,100 (18,400)	20,100 (28,300)	23,200 (32,600)	24,800 (34,900)	24,700 (34,700)	-	21,500 (30,200)	25,200 (35,400)	22,500 (31,600)	24,200 (34,000)	25,600 (36,000)	21,300 (29,900)	19,000 (26,700)	26,600 (37,400)	31,500 (44,300)	24,400 (34,300)	25,400 (35,700)	21,800
•	13 東京都	22,000 (30,900)	19,200 (27,000)	13,700 (19,300)	20,100 (28,300)	24,400 (34,300)	24,600 (34,600)	24,700 (34,700)	-	23,600 (33,200)	24,800 (34,900)	23,200 (32,600)	25,400 (35,700)	27,200 (38,200)	21,600 (30,400)	17,900 (25,200)	26,600 (37,400)	31,500 (44,300)	24,400 (34,300)	25,200 (35,400)	21,800
	14 神奈川県	22,200	19,200	13,400	19,600	23,200	24,600	24,500	23,000	21,600	23,400	23,200	25,400	27,900	22,500	19,200	26,600	31,500	24,400	25,200	21,800
	19 山梨県	(31,200) 20,900	(27,000) 18,900	(18,800) 13,000	(27,600) 19,500	(32,600) 23,800	(34,600) 22,000	(34,400) 24,400	(32,300) 22,900	(30,400) 21,100	(32,900) 22,800	(32,600) 23,400	(35,700) 24,000	(39,200) 26,800	(31,600) 21,400	(27,000) 18,500	(37,400) 26,600	(44,300) 31,600	(34,300) 24,500	(35,400) 26,900	
		(29,400) 20,200	(26,600) 17,400	(18,300) 13,800	(27,400) 18,800	(33,500) 22,900	(30,900) 21,500	(34,300) 23,200	(32,200) 22,300	(29,700) 19,000	(32,100) 21,200	(32,900) 21,800	(33,700) 21,400	(37,700) 23,500	(30,100) 19,200	(26,000) 16,800	(37,400) 26,800	(44,400) 31,700	(34,400) 24,600	(37,800) 27,000	(30,800)
	20 長野県	(28,400)	(24,500)	(19,400)	(26,400)	(32,200)	(30,200)	(32,600)	(31,400)	(26,700)	(29,800)	(30,700)	(30,100)	(33,000)	(27,000)	(23,600)	(37,700)	(44,600)	(34,600)	(38,000)	(31,100)
北陸	15 新潟県	18,300 (25,700)	15,500 (21,800)	13,400 (18,800)	17,500 (24,600)	21,700 (30,500)	18,800 (26,400)	-	-	17,500 (24,600)	19,700 (27,700)	18,500 (26,000)	19,100 (26,900)	20,100 (28,300)	18,100 (25,400)	15,900 (22,400)	27,400 (38,500)	32,400 (45,600)	-	27,800 (39,100)	20,300 (28,500)
•	16 富山県	19,500	16,500	12,700	17,300	23,100 (32,500)	21,000	-	-	18,500	21,200	20,500	20,400	21,000	19,200	15,900	27,400	32,500	-	27,500	20,200
	17 石川県	(27,400) 19,700	(23,200) 17,000	(17,900) 12,600	(24,300) 17,600	23,200	(29,500) 21,100	-	-	(26,000) 19,400	(29,800) 20,800	(28,800) 20,100	(28,700) 20,100	(29,500) 20,700	(27,000) 18,700	(22,400) 16,600	(38,500) 27,400	(45,700) 32,400	-	(38,700) 26,200	
	., 17.1%	(27,700)	(23,900)	(17,700)	(24,700)	(32,600)	(29,700)	_	- 04 400	(27,300)	(29,200)	(28,300)	(28,300)	(29,100)	(26,300)	(23,300)	(38,500)	(45,600)	- 00.500	(36,800)	(28,800)
中部	21 岐阜県	19,600 (27,600)	17,500 (24,600)	13,000 (18,300)	18,600 (26,200)	22,600 (31,800)	21,700 (30,500)	-	24,400 (34,300)	19,300 (27,100)	20,900 (29,400)	20,700 (29,100)	21,200 (29,800)	23,200 (32,600)	20,400 (28,700)	17,600 (24,700)	27,100 (38,100)	32,100 (45,100)	23,500 (33,000)	26,100 (36,700)	21,700
	22 静岡県	19,400 (27,300)	18,400 (25,900)	11,800 (16,600)	18,600 (26,200)	22,200 (31,200)	21,100 (29,700)	25,000 (35,200)	25,500 (35,900)	20,400 (28,700)	21,400 (30,100)	22,500 (31,600)	22,500 (31,600)	25,000 (35,200)	19,900 (28,000)	17,300 (24,300)	27,100 (38,100)	32,000 (45,000)	23,400 (32,900)	27,300 (38,400)	21,400
•	23 愛知県	20,400 (28,700)	17,500 (24,600)	13,400 (18,800)	18,800 (26,400)	23,400 (32,900)	22,500 (31,600)	-	25,500 (35,900)	19,400 (27,300)	20,900 (29,400)	21,100 (29,700)	22,100 (31,100)	24,400 (34,300)	20,100 (28,300)	18,100 (25,400)	27,100 (38,100)	32,100 (45,100)	23,500 (33,000)	26,800 (37,700)	21,500
•	24 三重県	19,500	16,900	12,600	18,800	23,000	23,000	26,100	23,200	19,300	21,100	21,900	21,500	24,000	18,900	17,400	27,100	32,100	23,500	25,100	21,500
近畿		(27,400) 18,400	15,200	(17,700)	18,100	(32,300)	19,800	(36,700)	(32,600)	(27,100)	19,200	19,600	21,300	(33,700)	17,700	17,300	(38,100)	31,500	21,300	(35,300)	(30,200)
近 蔵	18 福井県	(25,900)	(21,400)	(16,000)	(25,400)	(29,700)	(27,800)	-	-	(26,000)	(27,000)	(27,600)	(29,900)	(29,700)	(24,900)	(24,300)	(37,400)	(44,300)	(29,900)	(34,900)	(27,600)
	25 滋賀県	17,800 (25,000)	16,000 (22,500)	12,100 (17,000)	18,300 (25,700)	22,200 (31,200)	21,100 (29,700)	-	-	18,900 (26,600)	20,400 (28,700)	19,400 (27,300)	20,700 (29,100)	22,300 (31,400)	18,000 (25,300)	16,000 (22,500)	26,500 (37,300)	31,400 (44,100)	21,200 (29,800)	26,200 (36,800)	19,400 (27,300)
	26 京都府	18,200 (25,600)	16,700 (23,500)	11,900 (16,700)	18,800 (26,400)	21,500 (30,200)	20,800 (29,200)	-	-	18,500 (26,000)	20,400 (28,700)	19,600 (27,600)	21,200 (29,800)	22,100 (31,100)	17,900 (25,200)	15,800 (22,200)	26,500 (37,300)	31,400 (44,100)	21,200 (29,800)	24,400 (34,300)	19,400
•	27 大阪府	19,100 (26,900)	16,400 (23,100)	11,800 (16,600)	18,800 (26,400)	22,300 (31,400)	22,200 (31,200)	-	-	19,600 (27,600)	20,500 (28,800)	19,900 (28,000)	21,900 (30,800)	21,800 (30,700)	19,200 (27,000)	16,000 (22,500)	26,500 (37,300)		21,200 (29,800)	24,100	
•	28 兵庫県	17,500	16,600	11,200	18,300	21,100	21,100	-	-	19,000	19,600	18,800	20,000	21,500	17,900	16,000	26,500	31,400	21,200	23,300	20,400
	29 奈良県	(24,600) 19,500	(23,300) 16,800	(15,700) 12,500	(25,700) 19,700	(29,700) 22,100	(29,700) 21,600	-	-	(26,700) 18,900	(27,600) 20,900	(26,400) 19,900	(28,100) 21,700	(30,200) 23,000	(25,200) 18,600	(22,500) 16,400	(37,300) 26,500	(44,100) 31,400	(29,800) 21,200	(32,800) 23,900	(28,700)
		(27,400) 18,900	(23,600) 16,600	(17,600) 11,800	(27,700) 18,500	(31,100) 21,400	(30,400)	-	-	(26,600) 18,500	(29,400) 20,100	(28,000) 19,500	(30,500) 21,200	(32,300) 21,900	(26,200) 17,400	(23,100) 15,100	(37,300) 26,500	(44,100) 31,400	(29,800) 21,200	(33,600)	(28,500)
•	30 和歌山県	(26,600)	(23,300)	(16,600)	(26,000)	(30,100)	(30,100)	-	-	(26,000)	(28,300)	(27,400)	(29,800)	(30,800)	(24,500)	(21,200)	(37,300)	(44,100)	(29,800)	(32,100)	(27,300)
中国	31 鳥取県	16,100 (22,600)	12,700 (17,900)	11,400 (16,000)	16,900 (23,800)	19,200 (27,000)	18,900 (26,600)	-	-	16,500 (23,200)	18,800 (26,400)	18,000 (25,300)	18,700 (26,300)	19,700 (27,700)	15,000 (21,100)	13,100 (18,400)	26,900 (37,800)	31,900 (44,900)	22,000 (30,900)	27,400 (38,500)	20,800 (29,200)
•	32 島根県	16,300	13,900 (19,500)	11,000	16,400	18,500 (26,000)	18,800	-	-	16,400	18,100	17,500 (24,600)	17,300	18,200 (25,600)	16,300 (22,900)	13,300	26,900	31,900 (44,900)	22,000	26,900	20,400
	33 岡山県	17,200	15,300	11,700	(23,100) 17,100	19,700	19,600	-	-	(23,100) 17,600	(25,400) 19,200	18,300	(24,300) 18,600	19,800	17,500	(18,700) 15,100	(37,800) 27,000	31,900	(30,900)	(37,800) 25,400	21,000
	34 広島県	(24,200) 17,500	(21,500) 15,500	(16,500) 11,500	(24,000) 16,400	(27,700) 19,900	(27,600) 19,500	-	-	(24,700) 16,600	(27,000) 19,100	(25,700) 18,200	(26,200) 17,700	(27,800) 18,300	(24,600) 17,900	(21,200) 15,100	(38,000) 27,000	(44,900) 31,900	(30,900) 22,000	(35,700) 26,300	(29,500)
		(24,600) 16,300	(21,800) 14,500	(16,200) 11,100	(23,100) 16,600	(28,000) 19,300	(27,400) 19,400	-	-	(23,300) 16,900	(26,900) 18,600	(25,600) 17,800	(24,900) 17,000	(25,700) 18,600	(25,200) 16,300	(21,200) 14,400	(38,000) 27,100	(44,900) 32,000	(30,900) 22,100	(37,000) 25,900	(28,400)
	35 山口県	(22,900)	(20,400)	(15,600)	(23,300)	(27,100)	(27,300)	-	-	(23,800)	(26,200)	(25,000)	(23,900)	(26,200)	(22,900)	(20,200)	(38,100)	(45,000)	(31,100)	(36,400)	(28,700)
四国	36 徳島県	17,000 (23,900)	15,500 (21,800)	11,900 (16,700)	16,400 (23,100)	23,300 (32,800)	19,100 (26,900)		-	17,800 (25,000)	18,100 (25,400)	18,200 (25,600)	17,800 (25,000)	20,800 (29,200)	15,900 (22,400)	15,100 (21,200)	27,000 (38,000)	32,000 (45,000)	20,400 (28,700)	25,500 (35,900)	20,800 (29,200)
	37 香川県	17,800 (25,000)	16,400 (23,100)	11,900 (16,700)	16,800 (23,600)	21,800	19,200 (27,000)	-	-	17,700 (24,900)	18,300 (25,700)	18,300 (25,700)	17,800 (25,000)	20,900 (29,400)	17,100 (24,000)	15,800	27,100	32,000 (45,000)	20,400 (28,700)	24,800	20,700
	38 愛媛県	16,700	14,300	11,500	16,600	21,400	19,000	-	-	17,300	17,300	18,200	17,700	20,800	17,300	15,400	26,900	31,900	20,300	24,700	20,600
		(23,500) 17,300	(20,100) 14,700	(16,200) 12,300	(23,300) 16,900	(30,100) 22,300	(26,700) 19,300	-	-	(24,300) 17,300	(24,300) 17,400	(25,600) 18,300	(24,900) 18,000	(29,200) 20,900	(24,300) 17,700	(21,700) 15,700	(37,800) 27,100	(44,900) 32,100	(28,500) 20,400	(34,700) 24,700	(29,000)
	39 高知県	(24,300)	(20,700)	(17,300)	(23,800)	(31,400)	(27,100)	-	-	(24,300)	(24,500)	(25,700)	(25,300)	(29,400)	(24,900)	(22,100)	(38,100)	(45,100)	(28,700)	(34,700)	(29,100)
九州	40 福岡県	18,200 (25,600)	16,200 (22,800)	11,200 (15,700)	16,300 (22,900)	19,600 (27,600)	19,000 (26,700)	21,300 (29,900)	20,600 (29,000)	17,400 (24,500)	18,300 (25,700)	16,500 (23,200)	19,000 (26,700)	19,800 (27,800)	17,600 (24,700)	15,200 (21,400)	27,100 (38,100)	32,100 (45,100)	24,400 (34,300)	23,700 (33,300)	(28,000)
	41 佐賀県	15,800 (22,200)	13,700 (19,300)	10,900 (15,300)	16,200 (22,800)	19,200 (27,000)	17,700 (24,900)	21,600 (30,400)	20,700 (29,100)	17,100 (24,000)	17,900 (25,200)	16,700 (23,500)	19,300 (27,100)	19,400 (27,300)	19,400 (27,300)	15,600 (21,900)	27,100 (38,100)	32,100 (45,100)	24,500 (34,400)	24,100 (33,900)	19,500
	42 長崎県	16,700	14,400	11,500	16,800	19,000	17,500	21,900	20,600	16,200	17,800	16,100	19,000	19,000	16,500	14,300	27,100	32,100	24,500	24,600	19,500
	43 熊本県	(23,500) 17,000	(20,200) 14,800	(16,200) 12,200	(23,600) 16,500	(26,700) 20,000	(24,600) 18,300	(30,800) 21,600	(29,000) 20,400	(22,800) 16,100	(25,000) 18,300	(22,600) 16,300	(26,700) 19,000	(26,700) 19,400	(23,200) 17,200	(20,100) 14,900	(38,100) 27,100	(45,100) 32,100	(34,400) 24,500	(34,600) 24,600	(27,400)
		(23,900) 16,200	(20,800) 13,800	(17,200) 11,400	(23,200) 16,200	(28,100) 18,600	(25,700) 18,100	(30,400) 21,300	(28,700) 20,200	(22,600) 15,700	(25,700) 18,300	(22,900) 16,600	(26,700) 18,200	(27,300) 19,100	(24,200) 18,400	(20,900) 16,700	(38,100) 27,100	(45,100) 32,100	(34,400) 24,400	(34,600) 24,100	(27,400)
	44 大分県	(22,800) 18,200	(19,400)	(16,000) 11,600	(22,800)	(26,200) 18,800	(25,400) 18,300	(29,900) 21,600	(28,400) 20,200	(22,100)	(25,700) 17,300	(23,300)	(25,600) 18,700	(26,900) 18,700	(25,900) 18,400	(23,500) 15,600	(38,100)	(45,100) 32,100	(34,300)	(33,900)	(27,300)
	45 宮崎県	(25,600)	(19,000)	(16,300)	(22,900)	(26,400)	(25,700)	(30,400)	(28,400)	(21,500)	(24,300)	(23,200)	(26,300)	(26,300)	(25,900)	(21,900)	(38,100)	(45,100)	(34,300)	(35,300)	(27,300)
	46 鹿児島県	20,000 (28,100)	14,700 (20,700)	12,400 (17,400)	16,000 (22,500)	21,600 (30,400)	18,600 (26,200)	21,600 (30,400)	20,200 (28,400)	15,700 (22,100)	18,200 (25,600)	16,500 (23,200)	18,900 (26,600)	19,300 (27,100)	20,500 (28,800)	17,900 (25,200)	27,100 (38,100)	32,100 (45,100)	24,500 (34,400)	25,000 (35,200)	19,500
沖縄	47 沖縄県	18,000	15,700	11,900	-	-	22,100	-	15,000	14,600	20,100	17,900	19,100	19,100	20,400	18,000	27,200	32,200	22,500	22,900	
	+ / / / /	(25,300)	(22,100)	(16,700)	-	-	(31,100)	-	(21,100)	(20,500)	(28,300)	(25,200)	(26,900)	(26,900)	(28,700)	(25,300)	(38,200)	(45,300)	(31,600)	(32,200)	(26,000

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を 拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等 の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、 下段に括弧書きで示す。
- これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。 この金額は全国の元請・下請企業を対象とする間接工事費等諸経費動向調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
- また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
- 7この表は、「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

上段:公共工事設計労務単価 し(下段): 公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舎費等) (参考値)

地方連絡	****	トンネル	橋りょう	橋りょう	 橋りょう	土木一般		***	*** 1. 1	潜水連絡	潜水送気	山林砂防	+1.34	TIL 4			T347-	所定労働時			
協議会名	都道府県名	世話役 28,700	特殊工	塗装工 24,300	世話役 29,500	世話役 18,800	高級船員 23,300	普通船員 18,500	潜水士 32,000	夏 20,900	員 20,000	I -	軌道工 23,000	型わくエ 17,900	大工 19,200	左官 19,200	配管工	はつりエ 19,400	防水工	板金工 19,300	タイルエ 20,400
北海坦	01 北海道	(40,400)	(33,700)	(34,200)	(41,500)	(26,400)	(32,800)	(26,000)	(45,000)	(29,400)	(28,100)	-	(32,300)	(25,200)	(27,000)	(27,000)	(24,300)	(27,300)	(28,300)	(27,100)	(28,700)
東北	02 青森県	29,300 (41,200)	23,900 (33,600)	25,700 (36,100)	29,000 (40,800)	22,400 (31,500)	24,300 (34,200)	19,100 (26,900)	37,300 (52,400)	23,100 (32,500)	23,400 (32,900)	-	25,100 (35,300)	23,300 (32,800)	20,500 (28,800)	20,700 (29,100)	17,000 (23,900)	19,100 (26,900)	18,100 (25,400)	19,100 (26,900)	18,700
•	03 岩手県	30,800 (43,300)	25,200 (35,400)	27,000 (38,000)	31,700 (44,600)	22,400 (31,500)	24,300 (34,200)	19,100 (26,900)	40,700 (57,200)	25,200 (35,400)	25,800 (36,300)	-	27,400 (38,500)		22,200 (31,200)	23,200 (32,600)	18,200 (25,600)	20,100 (28,300)	19,100 (26,900)	20,300 (28,500)	
•	04 宮城県	30,900	25,200 (35,400)	27,100	34,800	22,700	24,300	19,100	44,800	27,700	28,100	-	30,300	28,000	24,400	25,300	19,000	20,100	21,200	22,100	19,600
•	05 秋田県	(43,400)	24,300	(38,100)	(48,900) 30,000	(31,900)	(34,200)	(26,900) 19,100	(63,000)	(38,900)	24,100	-	25,400		(34,300)	(35,600)	(26,700) 16,200	(28,300) 19,300	(29,800)	19,000	
	06 山形県	(41,800) 29,500	(34,200) 24,200	(36,700) 25,900	(42,200) 29,400	(32,800) 21,700	(34,200) 24,300	(26,900) 19,900	(54,300) 38,800	(33,300) 23,900	(33,900) 24,300	-	(35,700)	(29,400)	(31,900) 19,800	(29,500) 20,600	(22,800) 18,300	(27,100) 19,200	(26,300) 20,800	(26,700) 19,800	
	07 福島県	(41,500) 30,800	(34,000) 25,200	(36,400) 27,100	(41,300) 30,900	(30,500) 20,400	(34,200) 24,300	(28,000) 19,900	(54,600) 40,700	(33,600) 25,200	(34,200) 25,700	-	(33,300)	(29,800)	(27,800) 23,100	(29,000) 21,700	(25,700) 18,700	(27,000) 20,100	(29,200) 21,500	(27,800) 21,200	(26,400) 19,600
明 本	07 抽齿乐	(43,300)	(35,400)	(38,100)	(43,400)	(28,700)	(34,200)	(28,000)	(57,200)	(35,400)	(36,100)	-	(44,400)	(29,200)	(32,500)	(30,500)	(26,300)	(28,300)	(30,200)	(29,800)	(27,600)
関東	08 茨城県	28,800 (40,500)	26,900 (37,800)	28,000 (39,400)	30,100 (42,300)	21,800 (30,700)	28,900 (40,600)	21,700 (30,500)	34,300 (48,200)	22,000 (30,900)	24,000 (33,700)	25,500 (35,900)	41,000 (57,600)		23,400 (32,900)	24,000 (33,700)	20,200 (28,400)	22,600 (31,800)	24,200 (34,000)	24,200 (34,000)	-
	09 栃木県	29,100 (40,900)	27,200 (38,200)	28,200 (39,600)	30,400 (42,700)	21,700 (30,500)	28,900 (40,600)	21,700 (30,500)	34,500 (48,500)	22,600 (31,800)	24,300 (34,200)	25,500 (35,900)	41,700 (58,600)	(31,400)	23,600 (33,200)	24,300 (34,200)	20,300 (28,500)	22,700 (31,900)	25,000 (35,200)	24,600 (34,600)	-
	10 群馬県	28,900 (40,600)	27,000 (38,000)	28,100 (39,500)	30,400 (42,700)	21,800 (30,700)	29,000 (40,800)	21,700 (30,500)	35,900 (50,500)	22,100 (31,100)	23,700 (33,300)	25,500 (35,900)	38,700 (54,400)	22,200 (31,200)	22,900 (32,200)	21,400 (30,100)	18,300 (25,700)	22,600 (31,800)	23,100 (32,500)	22,500 (31,600)	_
	11 埼玉県	28,800 (40,500)	27,800 (39,100)	27,900 (39,200)	30,500 (42,900)	22,200 (31,200)	27,600 (38,800)	21,700 (30,500)	35,700 (50,200)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,500 (35,900)	41,700 (58,600)	23,400	-	24,100 (33,900)	20,000 (28,100)	22,500 (31,600)	25,900 (36,400)	24,900 (35,000)	-
	12 千葉県	28,700 (40,400)	27,200 (38,200)	27,900 (39,200)	30,500 (42,900)	22,700 (31,900)	27,600 (38,800)	21,700 (30,500)	35,700 (50,200)	25,400 (35,700)	25,400 (35,700)	25,500 (35,900)	42,700	22,600	-	24,600 (34,600)	20,500 (28,800)	22,500 (31,600)	26,000 (36,600)	25,000 (35,200)	-
•	13 東京都	28,700	27,000	27,900	30,900	23,300	27,600	21,700	36,900	25,400	25,200	25,500	40,700	23,500	-	24,900	20,700	22,500	26,900 (37,800)	25,000	-
	14 神奈川県	(40,400) 28,700	26,800	(39,200)	30,200	(32,800)	(38,800)	(30,500)	(51,900) 36,200	(35,700)	(35,400)	(35,900)	(57,200) 39,500	(33,000)	-	(35,000)	19,900	22,500	24,600	(35,200)	-
	19 山梨県	(40,400) 28,800	(37,700) 26,900	(39,200) 28,000	(42,500) 29,700	(33,300)	(38,800)	(30,500)	(50,900)	(34,600)	(34,200)	(35,900) 25,500	(55,500) 39,100	(32,900)	-	(34,000)	(28,000) 19,900	(31,600)	(34,600)	(34,400)	
	20 長野県	(40,500) 29,000	(37,800) 27,000	(39,400) 28,200	(41,800) 29,100	(31,600) 21,900	(38,700) 27,700	(30,400) 21,700	(51,500) 34,800	(34,000) 22,900	(34,200) 24,100	(35,900) 25,500	(55,000)	(32,900)	- 22,500	(33,500) 20,400	(28,000) 18,300	(31,800) 22,700	(34,200) 22,600	(34,000) 22,600	_
- Jレ 7/末		(40,800)	(38,000)	(39,600)	(40,900)	(30,800)	(38,900)	(30,500)	(48,900)	(32,200)	(33,900)	(35,900)	(48,200)	(28,500)	(31,600)	(28,700)	(25,700)	(31,900)	(31,800)	(31,800)	_
北陸	15 新潟県	28,200 (39,600)	23,500 (33,000)	28,300 (39,800)	26,700 (37,500)	19,300 (27,100)	24,200 (34,000)	20,000 (28,100)	33,800 (47,500)	20,500 (28,800)	22,200 (31,200)	22,700 (31,900)	24,500 (34,400)	18,700 (26,300)	19,000 (26,700)	18,700 (26,300)	18,000 (25,300)	(26,000)	19,000 (26,700)	19,400 (27,300)	-
	16 富山県	28,300 (39,800)	23,400 (32,900)	28,400 (39,900)	27,300 (38,400)	20,300 (28,500)	24,200 (34,000)	20,000 (28,100)	34,500 (48,500)	20,600 (29,000)	22,800 (32,100)	22,700 (31,900)	28,400 (39,900)	(29,100)	19,500 (27,400)	19,300 (27,100)	18,100 (25,400)	18,500 (26,000)	19,000 (26,700)	19,700 (27,700)	-
	17 石川県	28,200 (39,600)	23,600 (33,200)	28,300 (39,800)	27,800 (39,100)	22,000 (30,900)	24,200 (34,000)	20,100 (28,300)	33,300 (46,800)	21,300 (29,900)	21,400 (30,100)	22,700 (31,900)	28,900 (40,600)	20,300 (28,500)	19,500 (27,400)	19,000 (26,700)	18,000 (25,300)	18,500 (26,000)	19,800 (27,800)	19,900 (28,000)	_
中部	21 岐阜県	28,000	25,200	27,300	28,300	21,900	25,100	20,200	32,000	20,900	20,500	25,200	32,800		22,600	20,300	18,900	21,500	20,700	20,600	-
	22 静岡県	(39,400) 28,000	(35,400) 25,900	(38,400) 27,300	(39,800) 28,500	(30,800) 22,100	(35,300) 25,100	(28,400) 20,200	(45,000) 36,400	(29,400) 22,700	(28,800) 23,300	(35,400) 25,200	(46,100) 35,100	21,100	(31,800)	(28,500) 21,500	(26,600) 19,300	(30,200) 21,400	(29,100) 22,800	(29,000) 21,500	_
	23 愛知県	(39,400) 28,000	(36,400) 25,100	(38,400) 27,300	(40,100) 27,900	(31,100) 21,900	(35,300) 25,100	(28,400) 20,200	(51,200) 34,300	(31,900) 22,200	(32,800) 20,800	(35,400) 25,200	(49,400)	(29,700)	-	(30,200) 20,900	(27,100) 19,500	(30,100) 21,500	(32,100) 22,400	(30,200) 20,900	_
		(39,400) 28,100	(35,300) 25,100	(38,400) 27,300	(39,200) 28,900	(30,800) 21,000	(35,300) 24,900	(28,400) 20,000	(48,200) 34,300	(31,200) 21,600	(29,200) 20,700	(35,400) 25,000	(47,000) 34,400	(31,900)	-	(29,400) 20,400	(27,400) 19,800	(30,200) 21,500	(31,500) 22,200	(29,400) 22,300	-
	24 三重県	(39,500)	(35,300)	(38,400)	(40,600)	(29,500)	(35,000)	(28,100)	(48,200)	(30,400)	(29,100)	(35,200)	(48,400)	(29,700)	-	(28,700)	(27,800)	(30,200)	(31,200)	(31,400)	
近畿	18 福井県	27,300 (38,400)	25,100 (35,300)	26,300 (37,000)	29,200 (41,100)	20,200 (28,400)	23,400 (32,900)	19,100 (26,900)	29,100 (40,900)	21,100 (29,700)	21,000 (29,500)	21,300 (29,900)	31,800 (44,700)	19,600 (27,600)	18,700 (26,300)	18,600 (26,200)	17,900 (25,200)	20,700 (29,100)	20,400 (28,700)	20,100 (28,300)	-
	25 滋賀県	27,200 (38,200)	24,900 (35,000)	26,200 (36,800)	28,900 (40,600)	20,400 (28,700)	23,400 (32,900)	19,100 (26,900)	29,500 (41,500)	- 1	20,900 (29,400)	21,300 (29,900)	32,000 (45,000)	19,300 (27,100)	-	19,300 (27,100)	18,300 (25,700)	20,600 (29,000)	21,100 (29,700)	-	-
	26 京都府	27,200 (38,200)	24,900 (35,000)	26,200 (36,800)	28,900 (40,600)	20,500 (28,800)	23,400 (32,900)	19,100 (26,900)	29,100 (40,900)	-	20,700 (29,100)	21,300 (29,900)	32,500 (45,700)		-	20,400 (28,700)	18,600 (26,200)	20,600 (29,000)	21,100 (29,700)	-	-
	27 大阪府	27,200 (38,200)	25,200 (35,400)	26,200 (36,800)	29,500 (41,500)	21,500 (30,200)	23,400 (32,900)	19,100 (26,900)	29,900 (42,000)	1 1	21,100 (29,700)	21,300 (29,900)	33,100 (46,500)	22,100	-	20,500 (28,800)	19,500 (27,400)	20,500 (28,800)	21,200 (29,800)	-	-
	28 兵庫県	27,200 (38,200)	25,200 (35,400)	26,200 (36,800)	29,100 (40,900)	20,300 (28,500)	24,000 (33,700)	19,100 (26,900)	30,700 (43,200)	22,300 (31,400)	21,500 (30,200)	21,300 (29,900)	31,600 (44,400)	20,700 (29,100)	19,400 (27,300)	19,600 (27,600)	17,700 (24,900)	20,600 (29,000)	20,400 (28,700)	19,400 (27,300)	_
•	29 奈良県	27,200 (38,200)	24,900 (35,000)	26,200 (36,800)	28,800 (40,500)	21,600 (30,400)	24,500 (34,400)	19,100 (26,900)	29,200 (41,100)		21,000 (29,500)	21,300 (29,900)	34,200 (48,100)	21,900	-	21,000 (29,500)	19,500 (27,400)	20,600 (29,000)	21,100 (29,700)	-	-
•	30 和歌山県	27,200 (38,200)	24,900 (35,000)	26,200 (36,800)	28,800 (40,500)	20,300 (28,500)	23,400 (32,900)	19,100 (26,900)	29,100 (40,900)	-	20,600 (29,000)	21,300 (29,900)	32,900 (46,300)		-	20,600 (29,000)	18,300 (25,700)	20,600 (29,000)	20,900 (29,400)	-	-
中国	31 鳥取県	27,000	22,900	23,800	26,300	18,700	23,400	18,700	32,400	25,400	23,500	-	28,800	18,500	18,800	18,000	16,400	18,700	20,200	19,200	_
		(38,000) 27,000	(32,200) 22,900	(33,500) 23,800	(37,000) 26,100	(26,300) 18,100	(32,900) 23,400	(26,300) 17,900	(45,600) 32,500	(35,700) 26,800	(33,000) 23,700	-	(40,500) 24,100	(26,000)	(26,400) 19,000	(25,300) 17,400	(23,100) 16,700	(26,300) 18,700	(28,400) 19,200	(27,000) 18,800	-
	32 島根県	(38,000) 27,100	(32,200) 23,100	(33,500) 23,800	(36,700) 26,200	(25,400) 19,400	(32,900) 23,500	(25,200) 18,700	(45,700) 32,400	(37,700) 25,500	(33,300) 23,600	-	(33,900) 27,500	(25,200)	(26,700) 18,800	(24,500) 18,300	(23,500) 17,100	(26,300) 18,700	(27,000) 20,500	(26,400) 19,100	_
	33 岡山県	(38,100) 27,100	(32,500)	(33,500) 23,800	(36,800)	(27,300) 18,800	(33,000)	(26,300) 18,300	(45,600) 32,900	(35,900) 27,100	(33,200)	-	(38,700)	(26,900)	(26,400) 19,000	(25,700) 18,000	(24,000) 17,000	(26,300) 18,700	(28,800)	(26,900) 18,700	-
	34 広島県	(38,100)	(32,500)	(33,500)	(37,000)	(26,400) 19,300	(33,000)	(25,700) 17,900	(46,300) 32,900	(38,100)	(33,600)	-	(34,000)	(26,300)	(26,700) 19,100	(25,300) 17,800	(23,900)	(26,300) 18,800	(27,800) 19,500	(26,300) 18,800	-
	35 山口県	(38,200)	(32,500)	(33,600)	(36,800)	(27,100)	(32,900)	(25,200)	(46,300)	(38,100)	(33,700)	_	(34,200)	(25,200)	(26,900)	(25,000)	(24,000)	(26,400)	(27,400)	(26,400)	-
四国	36 徳島県	26,600 (37,400)	23,100 (32,500)	24,000 (33,700)	25,500 (35,900)	19,000 (26,700)	29,100 (40,900)	19,800 (27,800)	35,300 (49,600)	1 1	18,100 (25,400)	19,500 (27,400)	-	18,700 (26,300)	-	19,300 (27,100)	16,800 (23,600)	18,300 (25,700)	19,100 (26,900)	-	-
•	37 香川県	26,600 (37,400)	23,000 (32,300)	24,000 (33,700)	25,800 (36,300)	19,000 (26,700)	29,100 (40,900)	20,600 (29,000)	35,900 (50,500)	1 1	18,500 (26,000)	19,500 (27,400)	-	18,600 (26,200)	-	19,300 (27,100)	17,600 (24,700)	18,400 (25,900)	19,200 (27,000)	-	-
•	38 愛媛県	26,500 (37,300)	22,900 (32,200)	23,900 (33,600)	24,900 (35,000)	19,800	29,100 (40,900)	20,100 (28,300)	35,600 (50,100)	-	18,200 (25,600)	19,500 (27,400)	-	18,500 (26,000)	-	19,200 (27,000)	17,000 (23,900)	18,300 (25,700)	18,900 (26,600)	-	-
•	39 高知県	26,700	23,100	24,000	25,400	18,800	29,100	19,800	35,500	-	18,300	19,500	-	18,200	-	19,100	16,800	18,400	18,900	-	-
九州	40 福岡田	(37,500) 27,000	(32,500)	(33,700)	(35,700)	20,100	(40,900) 25,200	(27,800) 19,100	(49,900)	19,700	(25,700) 19,800	(27,400)	23,700	(25,600)	19,300	18,500	16,400	(25,900) 16,700	18,200	17,400	-
	40 福岡県	(38,000) 27,000	(30,900)	(33,700) 24,100	(38,000)	(28,300) 19,100	(35,400)	(26,900) 19,100	(43,900) 31,300	(27,700) 19,700	(27,800) 19,800	-	(33,300)	(25,700)	(27,100) 19,400	(26,000)	(23,100) 15,800	(23,500) 16,700	(25,600) 18,300	(24,500) 17,500	-
	41 佐賀県	(38,000)	(30,900)	(33,900)	(38,200)	(26,900) 18,800	(35,200)	(26,900) 18,300	(44,000)	(27,700) 19,500	(27,800) 19,600	-	(33,200)	(27,700)	(27,300) 19,300	(26,200)	(22,200)	(23,500) 16,700	(25,700) 18,000	(24,600) 17,500	-
	42 長崎県	(38,000)	(30,900)	(33,700)	(38,100)	(26,400) 19,400	(33,700)	(25,700) 18,500	(43,600) 31,200	(27,400) 19,600	(27,600) 19,700	-	(34,200)	(25,300)	(27,100) 19,400	(25,900)	(22,600)	(23,500) 16,700	(25,300)	(24,600) 17,400	-
	43 熊本県	(38,000)	(30,900)	(33,700)	(36,700)	(27,300)	(35,300)	(26,000)	(43,900)	(27,600)	(27,700)	-	(34,000)	(25,400)	(27,300)	(25,400)	(22,100)	(23,500)	(25,400)	(24,500)	-
	44 大分県	27,000 (38,000)	22,000 (30,900)	24,000 (33,700)	26,500 (37,300)	19,800 (27,800)	25,100 (35,300)	18,800 (26,400)	31,200 (43,900)	19,600 (27,600)	19,700 (27,700)	-	24,000 (33,700)	17,500 (24,600)	19,100 (26,900)	18,300 (25,700)	15,500 (21,800)	16,700 (23,500)	18,200 (25,600)	17,400 (24,500)	-
	45 宮崎県	27,000 (38,000)	22,000 (30,900)	24,000 (33,700)	27,000 (38,000)	20,000 (28,100)	24,000 (33,700)	18,300 (25,700)	31,200 (43,900)	19,500 (27,400)	19,600 (27,600)	-	23,800 (33,500)	18,500 (26,000)	19,100 (26,900)	18,200 (25,600)	15,400 (21,700)	16,700 (23,500)	17,900 (25,200)	17,400 (24,500)	_ _
	46 鹿児島県	27,000 (38,000)	22,000 (30,900)	24,100 (33,900)	27,200 (38,200)	21,600 (30,400)	23,900 (33,600)	18,300 (25,700)	31,300 (44,000)	19,600 (27,600)	19,700 (27,700)	-	23,900 (33,600)	20,300 (28,500)	19,500 (27,400)	18,500 (26,000)	15,400 (21,700)	16,700 (23,500)	18,000 (25,300)	17,500 (24,600)	-
沖縄	47 沖縄県	26,000	25,900	20,900	31,000	21,400	21,200	18,900	36,900	22,600	24,500	-	-	20,700	-	20,000	14,900	-	23,800	-	-
	/ : 仲七 7下	(36,600)	(36,400)	(29,400)	(43,600)	(30,100)	(29,800)	(26,600)	(51,900)	(31,800)	(34,400)	-	-	(29,100)	-	(28,100)	(20,900)	-	(33,500)	-	-

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を 拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等 の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、 下段に括弧書きで示す。
- これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。 この金額は全国の元請・下請企業を対象とする間接工事費等諸経費動向調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
- また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
- 7この表は、「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

上段:公共工事設計労務単価 し(下段): 公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舎費等) (参考値)

						Ē	听定労働時		あたりの金額	
地方連絡 協議会名	都道府県名	サッシエ	内装工	ガラスエ	建具工	ダクトエ	保温工	設備機械 工	交通誘導 警備員A	交通誘導 警備員
北海道	01 北海道	19,300 (27,100)	18,800 (26,400)	17,000 (23,900)	16,900 (23,800)	17,200 (24,200)	19,900 (28,000)	19,200 (27,000)	10,600 (14,900)	9,10
東北		21,100	18,800	18,100	15,600	15,700	18,800	17,900	10,000	8,80
果北	02 青森県	(29,700)	(26,400)	(25,400)	(21,900)	(22,100)	(26,400)	(25,200)	(14,100)	(12,40
	03 岩手県	22,100 (31,100)	19,800 (27,800)	19,000 (26,700)	16,400 (23,100)	16,600 (23,300)	18,800 (26,400)	17,900 (25,200)	11,200 (15,700)	9,80
	04 宮城県	24,000 (33,700)	21,800	19,100	16,400	16,900	18,800	17,900	12,300	10,6
	05 秋田県	21,300	(30,700) 18,900	(26,900) 18,400	(23,100) 15,600	(23,800) 15,800	(26,400) 19,000	(25,200) 17,900	(17,300) 10,100	(14,90 8,7
		(29,900) 20,900	(26,600) 20,000	(25,900) 18,300	(21,900) 15,600	(22,200) 17,600	(26,700) 18,900	(25,200) 17,900	(14,200) 11,400	(12,20
	06 山形県	(29,400)	(28,100)	(25,700)	(21,900)	(24,700)	(26,600)	(25,200)	(16,000)	(13,80
	07 福島県	22,500 (31,600)	21,500 (30,200)	19,100 (26,900)	16,400 (23,100)	17,300 (24,300)	18,800 (26,400)	17,900 (25,200)	12,200 (17,200)	10,5
関東	08 茨城県	23,200	25,000	22,400	21,800	20,200	20,800	21,100	12,300	11,1
	00 次规宗	(32,600) 23,300	(35,200) 25,400	(31,500) 22,500	(30,700) 21,800	(28,400) 20,000	(29,200) 21,000	(29,700) 21,100	(17,300) 12,000	(15,60 10,4
	09 栃木県	(32,800)	(35,700)	(31,600)	(30,700)	(28,100)	(29,500)	(29,700)	(16,900)	(14,60
	10 群馬県	22,500 (31,600)	24,700 (34,700)	22,400 (31,500)	21,800 (30,700)	18,900 (26,600)	20,800 (29,200)	21,100 (29,700)	11,400 (16,000)	10,0
	11 埼玉県	22,900	25,100	22,300	21,800	20,100	20,700	21,100	12,200	10,9
	10 工莊目	(32,200) 23,000	(35,300) 24,700	(31,400) 22,300	(30,700)	(28,300) 20,200	(29,100) 20,700	(29,700) 21,100	(17,200) 12,600	(15,30 10,9
	12 千葉県	(32,300) 23,100	(34,700) 24,900	(31,400) 22,300	(30,700) 21,800	(28,400) 20,500	(29,100) 20,700	(29,700) 21,100	(17,700) 12,800	(15,30
	13 東京都	(32,500)	(35,000)	(31,400)	(30,700)	(28,800)	(29,100)	(29,700)	(18,000)	(15,60
	14 神奈川県	22,700 (31,900)	25,200 (35,400)	22,300 (31,400)	21,800 (30,700)	19,800 (27,800)	20,700 (29,100)	21,100 (29,700)	13,000 (18,300)	11,3
	19 山梨県	22,800	25,300	22,400	21,800	19,700	20,800	21,100	11,800	10,3
	20 長野県	(32,100) 22,100	(35,600) 24,100	(31,500) 22,500	(30,700) 21,800	(27,700) 18,400	(29,200) 20,900	(29,700) 21,100	(16,600) 10,800	(14,5 9,3
	20 区封东	(31,100)	(33,900)	(31,600)	(30,700)	(25,900)	(29,400)	(29,700)	(15,200)	(13,1
北陸	15 新潟県	21,700 (30,500)	19,800 (27,800)	18,800 (26,400)	-	17,700 (24,900)	19,500 (27,400)	19,700 (27,700)	11,300 (15,900)	9,8
	16 富山県	21,000	19,700	18,800	-	18,200	19,600	19,700	11,200	10,2
		(29,500) 20,600	(27,700) 19,100	(26,400) 18,800	-	(25,600) 18,300	(27,600) 19,500	(27,700) 19,700	(15,700) 11,600	(14,3)
	17 石川県	(29,000)	(26,900)	(26,400)	-	(25,700)	(27,400)	(27,700)	(16,300)	(14,2
中部	21 岐阜県	21,600 (30,400)	21,100 (29,700)	20,600 (29,000)	19,200 (27,000)	18,100 (25,400)	21,500 (30,200)	22,200 (31,200)	11,500 (16,200)	10,3
	22 静岡県	21,400	26,400	20,600	19,200	19,800	21,400	22,200	11,900	10,1
		(30,100) 21,400	(37,100)	(29,000) 20,600	(27,000) 19,200	(27,800) 18,700	(30,100)	(31,200)	(16,700) 12,200	(14,2) 10,5
	23 愛知県	(30,100)	-	(29,000)	(27,000)	(26,300)	(30,200)	(31,200)	(17,200)	(14,8
	24 三重県	21,700 (30,500)	-	20,600 (29,000)	19,200 (27,000)	18,800 (26,400)	21,500 (30,200)	22,100 (31,100)		10,0
近 畿	18 福井県	19,400	20,700	19,900	18,600	17,800	21,300	21,200	11,500	9,9
		(27,300) 20,800	(29,100) 21,200	(28,000) 19,800	(26,200) 18,600	(25,000) 17,800	(29,900) 21,200	(29,800) 21,200	(16,200) 11,000	(13,9) 9,0
	25 滋賀県	(29,200)	(29,800)	(27,800)	(26,200)	(25,000)	(29,800)	(29,800)	(15,500)	(12,7
	26 京都府	21,100 (29,700)	21,300 (29,900)	19,800 (27,800)	18,600 (26,200)	17,600 (24,700)	21,200 (29,800)	21,200 (29,800)	11,100 (15,600)	9,0
	27 大阪府	-	21,300 (29,900)	19,800	18,600 (26,200)	17,600 (24,700)	21,200 (29,800)	21,200 (29,800)	10,900	9,2
	28 兵庫県	_	21,300	(27,800) 19,800	18,600	17,500	21,200	21,200	(15,300) 11,200	9,2
		21,100	(29,900) 21,400	(27,800) 19,800	(26,200) 18,600	(24,600) 18,200	(29,800) 21,200	(29,800) 21,200	(15,700) 11,300	(12,9 9,3
	29 奈良県	(29,700)	(30,100)	(27,800)	(26,200)	(25,600)	(29,800)	(29,800)	(15,900)	(13,1
	30 和歌山県	20,900 (29,400)	21,300 (29,900)	19,800 (27,800)	18,600 (26,200)	17,500 (24,600)	21,200 (29,800)	21,200 (29,800)	10,700 (15,000)	9,0
中国	21 自取用	-	19,400	18,200	15,600	16,700	18,700	18,900	11,000	8,8
	31 鳥取県	-	(27,300) 18,900	(25,600) 18,200	(21,900) 15,600	(23,500) 17,300	(26,300) 18,700	(26,600) 18,900	(15,500) 11,000	(12,4
	32 島根県	-	(26,600)	(25,600)	(21,900)	(24,300)	(26,300)	(26,600)	(15,500)	(13,2
	33 岡山県	-	19,800 (27,800)	18,200 (25,600)	15,600 (21,900)	16,700 (23,500)	18,700 (26,300)	18,900 (26,600)	11,400 (16,000)	9,5
	34 広島県	-	19,000	18,200	15,600	17,200	18,700	18,900	11,400	9,7
	35 山口県	-	(26,700) 19,100	(25,600) 18,200	(21,900) 15,600	(24,200) 17,200	(26,300) 18,800	(26,600) 18,900	(16,000) 11,200	(13,6) 9,3
	55 ШIЖ	-	(26,900)	(25,600)	(21,900)	(24,200)	(26,400)	(26,600)	(15,700)	(13,1
四国	36 徳島県	-	-	17,700 (24,900)	-	-	19,900 (28,000)	17,600 (24,700)	10,800 (15,200)	9,6
	37 香川県	-	-	17,700	-	-	19,900	17,600	10,900	9,6
		-	-	(24,900) 17,600	-	-	(28,000) 19,900	(24,700) 17,600	(15,300) 10,300	(13,5 8,8
	38 愛媛県	-	-	(24,700) 17,700	-	-	(28,000)	(24,700) 17,600	(14,500) 9,800	(12,4
	39 高知県	-	-	(24,900)	-	-	(28,100)	(24,700)	(13,800)	(11,7
九州	40 福岡県	23,000	18,400	18,400	-	14,900	18,100	17,700	10,300	9,1
		(32,300) 23,000	(25,900) 18,400	(25,900) 18,400	-	(20,900) 14,500	(25,400) 18,100	(24,900) 17,700	(14,500) 10,100	(12,8 8,8
	41 佐賀県	(32,300)	(25,900)	(25,900)	-	(20,400)	(25,400)	(24,900)	(14,200)	(12,4
	42 長崎県	22,800 (32,100)	19,000 (26,700)	18,400 (25,900)	-	15,000 (21,100)	18,100 (25,400)	17,700 (24,900)	10,300 (14,500)	9,0
	43 熊本県	22,900	18,300	18,400	-	14,600	18,100	17,400 (24,500)	10,000	8,6
	44 大分県	(32,200) 22,500	(25,700) 18,400	(25,900) 18,400	-	(20,500) 14,300	(25,400) 18,100	17,400	(14,100) 10,100	(12,1) 8,2
		(31,600) 22,400	(25,900) 18,300	(25,900) 18,400	-	(20,100) 14,600	(25,400) 18,100	(24,500) 17,400	(14,200) 10,200	(11,5) 7,9
	45 宮崎県	(31,500)	(25,700)	(25,900)	-	(20,500)	(25,400)	(24,500)	(14,300)	(11,1
	46 鹿児島県	22,500 (31,600)	18,100 (25,400)	18,400 (25,900)	-	14,300 (20,100)	18,100 (25,400)	17,400 (24,500)	10,900 (15,300)	9,3
沖 縄	47 14 /	17,600	-	17,600	_	14,000	-	-	9,100	8,0
. 4-6	47 沖縄県	(24,700)	-	(24,700)	-	(19,700)	-	-	(12,800)	

(1)参考

今回の調査(平成26年10月調査)において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価としての設定に至らなかった職種は次の表のとおりである。

職種	
屋根ふきエ	
建築ブロックエ	

(2) 法定福利費のうち、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額(試算)の参考公表

○ 公共工事設計労務単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、法定福利費のうち、雇用保険、健康 保険及び厚生年金保険の事業主負担額等は含まれていない。これらの事業主負担額の費用は、積算上、現場管 理費等に含まれている。

種類		労働保険	社会保険			日当たり賃金	
	II.M	雇用保険	健康保険 (介護保険を含む)	厚生年金保険 (児童手当拠出金を含む)	法定福利費の 事業主負担額	+ 法定福利費の	日当たり に対する 割合
日当たり 賃金	標準報酬 ^{負担} 月額		5. 845%	8. 887%	(月当たり)	事業主負担額 (日当たり)	
7, 500	170, 000	1, 733	9, 937	15, 108	26, 778	8, 717	116. 2%
10,000	220, 000	2, 310	12, 859	19, 551	34, 720	11, 578	115.8%
12, 500	280,000	2, 888	16, 366	24, 884	44, 138	14, 506	116. 1%
15,000	340,000	3, 465	19, 873	30, 216	53, 554	17, 434	116. 2%
17, 500	380,000	4, 043	22, 211	33, 771	60, 025	20, 228	115.6%
20,000	440,000	4, 620	25, 718	39, 103	69, 441	23, 156	115.8%
22, 500	500,000	5, 198	29, 225	44, 435	78, 858	26, 084	115. 9%
25, 000	560,000	5, 775	32, 732	49, 767	88, 274	29,012	116.0%
27, 500	620,000	6, 353	36, 239	55, 099	97, 691	31, 941	116.1%
30,000	650,000	6, 930	37, 993	55, 099	100, 022	34, 546	115. 2%

[※] 雇用保険:労働者を雇用する事業所における一般被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。

事業主負担額は、日当たり賃金別に月22日労働と仮定した場合の月当たり賃金を元に算定。

(例:日当たり賃金 15,000 円×22 日=月当たり賃金 330,000 円)

健康保険・厚生年金保険:法人及び常時5人以上の従業員を使用する事業所における被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。

事業主負担額は、日当たり賃金別に月 22 日労働と仮定した場合の標準報酬月額(賞与等を含まない)を元に算定。厚生年金保険の標準報酬月額の上限額は620,000円。

(例:日当たり賃金 15,000 円×22 日=月当たり賃金 330,000 円 → 報酬月額 330,000 円以上 350,000 円未満の標準報酬月額は 340,000 円)

「健康保険」は、全国健康保険協会管掌健康保険料(東京)の掛金、介護保険料を含む。

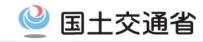
「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む (厚生年金基金加入員を除く)

「法定福利費の事業主負担額(日当たり)」は、「法定福利費の事業主負担額(月当たり)」を22日で除して算定。

小数点以下は四捨五入して算定。

平成27年2月時点の負担率

建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表(試行)



現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない

(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費:法定福利費、労務管理費、安全管理費など



課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事 設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経 費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられ る結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられている との指摘がある。

(注1) 数値は、全国調査を基に試算した平均値

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳

(注2) 上記のうち、労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う<u>必要経費を含む金額</u>とを<u>並列表示</u>し、 公共工事設計労務単価には必要経費が含 まれていないことを明確化する。

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導 警備員A		
△△県	18,100	12,600		
	(25,400)	(17,700)		
	19,200	12,800		
	(27,000)	(18,000)		

上段:公共工事設計労務単価

(下段):公共工事設計労務単価+必要経費